

## 平成30年度熊本県建設産業若手技能者雇用促進事業補助金交付要項

(趣 旨)

第1条 知事は、県内建設産業の若手技能者の雇用を促進し人材育成を図るため、新たに若年者を正規雇用し、当該雇用された者（以下「新規雇用者」という。）を職業訓練施設で育成する建設業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象者は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 熊本県内に主たる営業所を有すること。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を有すること。
- (3) 次のいずれかに該当する中小企業事業主であること。
  - ① 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に規定する会社及び個人
  - ② 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合
  - ③ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第5条第1項第1号に規定する協業組合

(補助対象となる新規雇用者等)

第3条 雇用保険適用事業所における補助金の交付の対象となる新規雇用者は、次の各号の要件を全て満たすものとする。

- (1) 平成29年度の厚生労働省の人材開発支援助成金及び建設労働者確保育成助成金の支給を受けていること又は平成30年度の厚生労働省の人材開発支援助成金（特定訓練コース及び建設労働者認定訓練コース）の支給を受けていること。
- (2) 人材開発支援助成金に係る訓練実施計画届が厚生労働省に受理されていること。
- (3) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第24条に基づき知事が認定した同法施行規則（昭和44年政令第24号）第9条に規定する普通職業訓練普通課程（建設工事に関するものに限る。）に出席させ、その定められた訓練時間の8割以上の出席をさせること。
- (4) 補助対象者との間で正規の従業員として期間の定めのない雇用契約を締結し、平成30年4月1日時点で2年を経過していない者であること。
- (5) 前年度に熊本県建設産業若手技能者雇用促進事業補助金の交付を受けた者でないこと。
- (6) 補助対象者との間で、前号で締結した雇用契約以前に雇用関係がないこと。
- (7) 平成30年4月1日現在で満40歳未満の者であること。
- (8) 健康保険（協会けんぽ等）、厚生年金保険、雇用保険に加入すること。ただし、健康保険、厚生年金保険の適用除外である場合を除く。
- (9) 外国人の場合は、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定

住者」のいずれかの在留資格を有する者であること。

2 雇用保険適用除外個人事業主における補助金の交付の対象となる新規専従者は、次の要件を全て満たすものを補助金の交付の対象とする。

- (1) 専従者として建設業に従事しており、平成30年4月1日時点で2年を経過していない者であること。
- (2) 前年度に熊本県建設産業若手技能者雇用促進事業補助金の交付を受けた者でないこと。
- (3) 平成30年4月1日現在で満40歳未満の者であること。
- (4) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第24条に基づき知事が認定した同法施行規則（昭和44年政令第24号）第9条に規定する普通職業訓練普通課程（建設工事に関するものに限る。）に出席させ、その定められた訓練時間の8割以上の出席をさせること。

（補助対象経費及び補助率）

第4条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助金額は、次のとおりとする。  
なお、訓練期間が複数年度にわたる場合は、最初の1か年を補助対象とする。

補助対象経費	補助金額
平成30年4月1日から平成31年3月29日までの間に支払った新規雇用者の賃金（健康保険、厚生年金保険、雇用保険に係る事業主負担分を含む。）	【認定訓練時間×760（960）円／人 ＋認定訓練日数×4,750（6,000）円／人】以内  ※（ ）内は生産性要件を満たす場合

（注1）既に訓練を開始している場合であっても、補助対象経費として認められる場合は、申請できるものとする。

（注2）生産性要件については厚生労働省「人材開発支援助成金」を参照のこと。

（補助金の交付申請）

第5条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項の添付書類は、次のとおりとする。

- (1) 実施計画書 別記第2号様式
- (2) 収支予算書 別記第3号様式
- (3) 厚生労働省が受理した人材開発支援助成金に係る訓練実施計画届の写し
- (4) 雇用契約日、契約期間、賃金、勤務時間、休日等が確認できる書類（就業規則、雇用契約書、労働条件通知書等の写し）
- (5) 社会保険加入が確認できる書類（健康保険、厚生年金保険標準月額決定通知書等の写し）
- (6) 雇用保険加入が確認できる書類（雇用保険被保険者証等の写し）
- (7) 新規雇用者が外国人の場合は、在留資格が確認できる書類の写し

3 前2項の申請書の提出期限は、平成30年7月31日とし、提出部数は1部とする。

(決定の通知)

第6条 規則第6条の規定による補助金の交付決定の通知は、補助金交付決定通知書(別記第4号様式)により行うものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第7条 規則第7条第1項の補助事業の内容等の変更事由は、補助事業に要する経費の配分の20%を超える減とする。

2 規則第7条第1項の変更申請書は、別記第5号様式によるものとする。

3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による補助事業の内容等の変更の決定通知は、補助金の額に変更を生じるときは変更決定通知書(別記第6号様式)により、補助金の額に変更が生じないときは変更承認通知書(別記第7号様式)により行うものとする。

(申請の取下げ)

第8条 規則第8条の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して30日を経過した日までとする。

(実績報告)

第9条 規則第13条の実績報告書は、別記第8号様式によるものとする。

2 規則第13条の添付書類は、次の各号に掲げるとおりとし、その様式は当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 実施報告書 別記第9号様式

(2) 収支精算書 別記第3号様式

(3) 新規雇用者の賃金支出が確認できる書類(給与支払明細書、賃金台帳等の写し)

(4) 対象期間中の出勤状況が確認できる書類(出勤簿又はタイムカード等の写し)

(5) 対象期間中の訓練参加状況が確認できる書類(認定訓練校の出席簿等の写し)

(6) 平成29年度の厚生労働省の人材開発支援助成金及び建設労働者確保育成助成金の支給が確認できる書類又は平成30年度の厚生労働省の人材開発支援助成金(特定訓練コース及び建設労働者認定訓練コース)の支給が確認できる書類(助成金の支給決定書等の写し。ただし、支給決定を受ける前である場合は、支給申請書の写しを添付し、支給決定書が届き次第その写しを提出すること。)

3 第1項の実績報告書の提出期限は、平成31年3月29日とし、その提出部数は1部とする。

(補助金の額の確定)

第10条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、補助金交付確定通知書(別記10号様式)により行うものとする。

(補助金の請求)

第11条 規則第16条第1項に規定する補助金の請求書は、別記第11号様式によるものとする。

(証拠書類の保管期間)

第12条 規則第23条に規定する別に定める期間は、補助事業が完了した日の

属する会計年度の終了後5年間とする。ただし、知事が別に定める場合を除く。

(雑則)

第13条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成30年6月21日から施行し、平成30年4月1日から適用する。